

# 第7回総会 議事録

開催日時 令和3年1月28日(木曜日) 午後1時30分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

## (農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子
17番 森 博之	18番 高井 トミユ	19番 青木 正廣	

## (農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃	7区 徳山 守
8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

## (出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 書記 安部 裕介

## 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第2号 農用地利用集積計画案審議について

## 議案外

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地改良届出について

報告第3号 農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

## その他

令和二年度 農地の賃借料情報の提供について

開会開始時間 午後1時30分

## 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第7回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、7番 廣田 委員 と 16番 關 委員をご指名いたします。

よろしく願いいたします。

在任委員の全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

## 議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の2ページをお開きください。

### 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、2件、7筆です。

## 議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、整理番号2番の申請内容について、転用目的は、農業用施設でございます。

整理番号2番の申請地 ○○町字○○○○-○は、土地に、すでに菌床事業に必要なパックセンターがあり、現在利用を継続しております。このたびの申請にあたり、この施設は農業用施設であります。農地転用が必要であることが判明したため、始末書が添付の上申請に至りました。

この申請地については、開業より事業を行っており、流通の核となる施設であることから各種部材等を搬入するためトラック等が行き来する状況であります。かねてよりこの敷地内に従業員や関係者の駐車スペースを確保し、利用を継続してきましたが、トラックの転回等に時間がかかり、一時的な渋滞が起きるなどの面により、利用状況は芳しくない状況です。

順番が前後しますが、整理番号1番の申請地 ○○町字○○○○-○については、駐車場スペースとして利用するため、所有者と協議がまとまったことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地でございます。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、○○○○銀行○○○○支店の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込

み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、良質の山土により造成し填圧を行い、新たに設ける駐車スペースにおいては碎石を敷設します。なお、現在の土地状況のまま利用するため、近隣の方々に影響はございません。

取水についてはすでに引き込み済みであり、また、雨水排水については、地下浸透並びに北側の既設側溝へ排出し、水路へ接続し、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。また、当該土地を管轄する土地改良区や水利組合はございません。

以上のことから、整理番号1番、2番は許可やむを得ないと考えます。  
以上です。

## 議長

ありがとうございます。  
担当の 増井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。  
12番 増井 委員。

## 12番 増井委員

榊の増井でございます。先ほど事務局長がおっしゃっていただいたように、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 議長

ありがとうございます。  
それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。  
(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。  
質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。  
続いて事務局は、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番、整理番号6番、整理番号7番の審議内容を説明してください。

## 事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、4番、5番、6番、7番の申請内容について、転用目的は、太陽光発電施設でございます。

申請地は、道路沿いにあり、工事車両が出入りできるので工事ははかどり、また、周囲に障害物がないので日当たりが非常によく発電能力が非常に高い土地であることから、このたび選定されました。また所有者が体力の減退から耕作面積を縮小する必要が生じたことから、このたび売買の話がまとまり、第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地です。  
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断され

ます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇営業部の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。

また、〇〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、除草し整地して防草シートを敷いて仕上げます。周辺農地への影響はないものと思われませんが、近隣の土地、作物などに悪い影響を与えないよう十分気をつけ、もし、万が一問題等が生じたときは譲受人の責任において処理するとのことです。

以上のことから、整理番号3番、4番、5番、6番、7番については、許可やむを得ないと考えます。以上です。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、担当の矢野委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 矢野 委員。

## 10番 矢野委員

立江町の矢野です。

事務局さんがおっしゃったとおり間違いないので、よろしくをお願いします。

## 議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番から整理番号7番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

## 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番、整理番号6番、整理番号7番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

## 事務局（局長）

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

## 議案第 2 号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、 23 件、 56 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める各要件を満たしていると考えます。要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4 ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

### 議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第 2 号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、以上で議案第 2 号を可決いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第 1 号 「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

報告第 2 号 「農地改良届出について」

報告第 3 号 「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。議案書の 9 ページをお開きください。

報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について』

届出件数は、1 件、1 筆です。

整理番号1番は、田1筆の面積433㎡で、駐車場としての売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の 10 ページをご覧ください。

### 報告第2号『農地改良届出について』

申出件数は、1 件、1 筆です。

整理番号1番は、田1筆 面積931㎡のうち240㎡で、このたび70センチほど嵩上げして、家庭用野菜の栽培を行う予定でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

## 事務局（次長）

議案書の 11 ページをご覧ください。

### 報告第3号『農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について』

申出件数は、1 件、1 筆です。

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長より、農用地利用配分計画の認可について、令和2年12月25日付け、農技セ第697号にて事務局に通知がありました。認可年月日は令和2年12月25日です。12ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

## 議長

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

質疑なしと認めます。

よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の審議に移ります。  
「令和2年度 農地の賃借料情報の提供について」  
事務局より説明をお願いします。

## 事務局（局長）

それでは、あらかじめ郵送いたしました「令和3年に公開する予定の賃借料」をご覧ください。

農地法第52条の規定により「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされています。

平成21年12月に改正されました「農地法の一部を改正する法律」の施行により、従来の標準小作料制度が廃止され、これに代わり同年12月21日付け農林水産省より通知された「農地法の運用について」では、「農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること」とされ、算出された賃借料については、ホームページや広報などで広く提供することとされています。

それでは、令和3年に公開する予定の賃借料情報として収集・集計されたデータについて、ご説明いたします。

先日、郵送させていただきました資料「令和3年に公開する予定の賃借料」をご確認ください。  
この表につきましては、令和2年1月から令和2年12月までに小松島市内で締結（公告）された賃借料情報をもとに集計し、物納の場合は、米1袋30kgを6,200円と金額換算しております。

表中の賃料の平均につきましては、特別の事情により取引されたと思われる異常値、異常に高い、安いなどのデータにより平均値の信頼性が損なわれないよう、まず全体の平均値を求め、全体の平均値の1.7倍を超えるもの及び0.3倍未満のものを特殊取引として除外のうえ算出した値でございます。  
また、金額は100円未満を四捨五入のうえ100円単位といたしております。

なお、表中の賃料の最大、最小につきましては、特殊取引を除外する前の金額を表示しております。

この賃借料情報は、あくまでも小松島市で昨年1年間に締結（公告）された平均値でございますので、この価格で契約をする必要はございませんが、お問い合わせがあった場合の参考としていただければと考えております。

なお、本日ご確認いただいております賃借料情報につきましては、「小松島市のホームページ」及び「広報こまつしま3月号」にて公表する予定となっております。以上です。

## 議長

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長

ありがとうございます。

質疑等がないようですので、「令和2年度 農地の賃借料情報の提供について」

は、承認いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第7回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、宜しくお願いいたします。

総会終了 午後 1 時 48 分

議事録署名委員

7番 廣田 由美

16番 關 純子